

前回定例会(平成 2 4 年 8 月 1 日)以降の動き

柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)修正に向けた動き

- ・ 8 月 27 日 柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会 第 3 回会議
- ・ 9 月 5 日 ~ パブリックコメントを開始

パブリックコメントについて(広報かしわざき 9/5 号より、一部抜粋)

福島第一原子力発電所の事故を受けて、国の原子力災害への対応検討状況等も踏まえ、県計画との整合性を図りつつ、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しを進めてきました。このたび、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)修正(案)を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

意見の募集期間

9 月 5 日(水) ~ 9 月 2 6 日(水)

計画(案)の公表

意見募集の期間中、次の場所で閲覧または配布します。

- ・ 防災・原子力課・市役所情報公開コーナー・高柳町事務所・西山町事務所
- ・ 市民プラザ・ソフィアセンター
- ・ 市ホームページ(トップ画面 便利なサービス 市民意見提出手続き)

意見の提出方法

直接または郵送・ファックス・Eメール(住所・氏名・電話番号を記入、様式自由)で、防災・原子力課原子力安全係へ。

意見の公表

お寄せいただいた意見の概要は、防災・原子力課・市ホームページで公表します。氏名などは公表しません。

問 防災・原子力課原子力安全係(〒9 4 5 - 8 5 1 1 中央町 5 番 5 0 号)
☎21 - 2323 FAX21 - 5980 Mail:bousai@city.kashiwazaki.niigata.jp

柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)修正(案)の概要

【基礎とするべき災害】 広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定

1 防災対策の広域展開

(1)原子力防災対策を実施すべき地域の範囲は、発電所の中心からの距離などに応じて、必要な措置を講じる。

即時避難区域(PAZ) 半径おおむね 5 km 圏

全面緊急事態などの発生時には、直ちに即時避難区域外への避難を最優先に行い、半径おおむね 3 0 km 圏外への避難を実施。

避難準備区域(UPZ) 半径おおむね 5 ~ 3 0 km 圏

緊急時モニタリング結果、風向き等の気象状況などから必要な場合は、避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施。

(2)環境放射線モニタリング体制の確保

県は、緊急時モニタリングに関し、国、市町村、原子力事業者のほか、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構と観測データの共有や公表方法など平常時より緊密な協力体制を整備する。市は、県の助言や協力によって、校庭、公園、側溝及び通学路などの住民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努める。

(3) 緊急被ばく医療対策

県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所ならびに、それらを使用する場合の連絡体制および配置方法をあらかじめ定める。なお、市は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所および配置方法をあらかじめ定める。

安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、関係機関との調整を進める。

2 実効性のある避難対応

(1) さまざまな避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

自家用車、バス、鉄道、船舶等、避難手段の確保策を含めた広域避難体制を整備する。

即時避難区域(PAZ)・避難準備区域(UPZ)内は、30 km圏外への住民避難を実施し、近隣県への避難も想定する。

市は、県及び交通・鉄道・運送事業者の協力を得て、避難手段を確保する。

(2) 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

知事は、避難を要する事象が発生した場合、市町村と広域的な避難調整を行った上で市長を経由して、対象区域内の住民等に直ちに避難をするよう指示する。

市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示等を行う。

市は、県、国及び県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体制を整備する。

県は、市域を越えて避難が必要となる場合に備え、市及び県内市町村と協議し、避難施設の選定を行う。

県及び受入市町村は、初動期に、避難市町村、県、関係機関等と協力し、避難所運営を行う。

3 平時からの備えの充実

(1) 実効性のある防災訓練の実施

市は、県、国、関係市町村及びその他関係機関及び原子力事業者と協力し、各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

(2) 防災研修の広域展開と平時からの防災知識の普及

市は、市職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を実施する。

市及び県は、平常時から災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

<ご留意いただきたい事項>

今回の修正は、国の「防災基本計画」の修正版や国からの「地域防災計画策定マニュアル」が示されていない状況で見直しを行っています。今後、国から「原子力災害対策指針」が示されることとなりますので、これらの状況を踏まえ、新潟県、県内市町村及び関係機関と協議・検討を実施し、更なる見直し作業を進める予定です。